

令和3年度兵庫県農業・農村施策に関する意見

—— 地域に根ざした農地・担い手対策と地域創生の積極的な展開を ——

令和2年6月

一般社団法人 兵庫県農業会議

提 案 事 項

I 農業・農村における効率的かつ計画的な土地利用の推進

- 1 土地利用計画の策定支援
- 2 太陽光発電設備の規制強化

II 農業振興対策

1 人・農地プランと農地中間管理事業の推進

- (1) 地域における推進体制の整備支援
- (2) 農地中間管理事業と基盤整備事業等の関連付けの強化
- (3) 農地の受け皿組織への支援
- (4) 水利・畦畔等の管理にかかる支援

2 スマート農業の推進

3 稲作等土地利用型農業経営に対する支援

- (1) 担い手育成の支援
- (2) 需要に応じた米生産の定着支援
- (3) 大型特殊免許の取得支援

4 担い手の育成・支援

- (1) 多様な人材の農業参画に対する支援
- (2) 集落営農組織の育成・支援
- (3) 農業経営管理能力の向上支援
- (4) 本県特産品の需要創出に向けた支援

III 農村社会・地域対策

1 交流・定住促進対策

- (1) 都市農村交流等の促進
- (2) 農福連携の推進
- (3) 雇用創出と定住促進

2 農村地域の活性化対策

- (1) 「地域おこし協力隊」の定住支援
- (2) 地域特産物の生産振興等の支援

3 農村の地域コミュニティ機能等の維持・強化

- (1) 生活サービス提供拠点の整備
- (2) 交通手段の整備・確保
- (3) 営農継続のための体制づくりの支援

IV 有害鳥獣対策の強化・充実

V 都市農業の振興対策

VI 農業委員会組織の体制確立への支援

VII 新法人の活動への支援

令和3年度兵庫県農業・農村施策に対する意見

—— 地域に根ざした農地・担い手対策と地域創生の積極的な展開を ——

農業・農村は、農業生産活動を通じて、安全で良質かつ多様な食料を生産・供給するとともに、県土及び自然環境・景観の保全など様々な多面的機能を有しています。

一方で、人口減少社会が到来する中、農村においては、農業の担い手の減少と高齢化、遊休農地の増加、中山間地域の過疎化等による地域活力の低下など課題が山積しています。

また、全世界を巻き込んだ新型コロナウイルスの感染拡大は、渡航や輸出入の制限により人・物の流れを滞らせ、改めて国産農畜産物の安定的な生産・供給の重要性が明らかになりました。

本県においては、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手が農業生産の相当部分を担うことを基本とし、農村地域社会を形成する高齢者や女性など多様な農業者が地域農業を支え、非農家住民等も参画する、持続性ある農業構造をめざし、兵庫県や市町が取り組んでいる「地域創生」と連携しながら、農村地域を守っていくことが必要です。

これらを支援する新組織として現在、(公社)兵庫みどり公社と(一社)兵庫県農業会議の統合・再編の検討を進めているところです。

この新法人への支援も含め、兵庫県の農業・農村施策の展開方向等について、農業委員会並びに関係団体とともに、次のとおり意見を取りまとめましたので、令和3年度の兵庫県施策に反映いただきたく提案します。

I 農業・農村における効率的かつ計画的な土地利用の推進

1 土地利用計画の策定支援

今般、都市計画や農地利用をめぐる状況は大きく変化しており、中長期的な視点に立った効率的かつ計画的な土地利用を推進していくことが求められている。

このため、農村地域において、再生困難な荒廃農地の農業外利用、農地として守るべき区域、開発・整備する区域の再構築など、市町における土地利用計画の再編・見直し等を行う必要があることから、その誘導・支援を行うこと。

併せて、人・農地プランの策定に当たっては、集落等において、担い手と多数の小規模農地所有者の農地活用に係る棲み分けとゾーニングが行えるよう、誘導・支援すること。

2 太陽光発電設備の規制強化

太陽光発電設備については、設置後のトラブル回避や、耐用年数が経過した後の適正撤去などを図る必要があるが、近隣関係者との調整、事業計画等の届出が県条例で規定されているが、小規模に分散して事業を実施する事例もあることから、届出が必要な面積について、5,000平方メートルからさらに引き下げること。

II 農業振興対策

1 人・農地プランと農地中間管理事業の推進

担い手育成及び農地の集積・集約化が喫緊の課題となっており、人・農地プラン等の推進意義は一層高まっている。このため、県農業会議、市町農業委員会では、農業委員・農地利用最適化推進委員による地域活動の活発化・充実に向けたスキルアップ支援および活動強化を図っているが、さらに県・市町等の関係機関がチームとなって推進するなどこれまで以上に連携して、全県的な推進を加速化できるよう、体制を整備・充実し、地域における合意形成を支援すること。

(1) 地域における推進体制の整備支援

人・農地プランと農地中間管理事業の連動的な取り組み等の推進に向け、市町段階で、市町・農業委員会・JA・農地管理事務所・県等の関係機関・団体が関係施策を一体的に推進できる体制の整備を支援すること。

「地域農地管理事業」や「いきいき農地バンク方式」の推進に当たっては、関係機関・団体の現場活動のモデルとして積極的な取り組みを図ること。

また、地域の営農活動は、概ね集落ごとの対応となっており、人・農地プランと農地中間管理事業の推進についても、農会長等地域リーダーの理解と協力、集落での機運醸成が不可欠であるので、リーダー養成や関係機関との情報共有を支援すること。

(2) 農地中間管理事業と基盤整備事業等の関連付けの強化

ア 担い手の経営効率化のための基盤整備の推進

集落のほとんどの農地を農地中間管理機構に預ける場合は、担い手の作業効率の向上と水管理の省力化を図るため、畦畔除去による区画の拡大や、老朽化した用排水路のパイプライン化を推進すること。その際には、一定要件のもとに地権者の費用負担を不要とする土地改良事業の活用を図ること。

イ 獣害防護柵整備事業等とのセットメニュー化

中山間地域等の農地について、農地中間管理事業を活用して担い手が借り受ける際、獣害防護柵設置事業をセットメニュー化したり、優先採択を行うなど関連付けを強化すること。

(3) 農地の受け皿組織への支援

担い手の引退等により「受け手」不在農地が急増することが予想されるため、中山間地域等で農地の受け皿となるJA出資法人等の地域農地管理者について、新規借入面積に応じた助成を行うなど支援を強化すること。

(4) 水利・畦畔等の管理にかかる支援

ア 出し手と受け手の協定締結の推進

規模拡大に伴い課題となっている水利・畦畔等の管理については、地域慣行や人・農地プラン等の話し合いを踏まえ、「出し手」と「受け手」との役割分担について協定締結を推進すること。

イ 自走式草刈り機を活用した畦畔管理の体制整備

既に実用化されている自走式の草刈り機等については、J Aや農機具メーカーが主体となってレンタル事業の実施や作業の受託をする体制を整備すること。

ウ 草刈り隊と運営事務局のモデル設置

高齢化や不在地主の増加などにより、農地・水・環境の地域資源の維持が難しくなっていることから、学生や地域住民などの非農家からなる「草刈り隊」の設置をすすめること。

併せて、農地・畦畔の情報管理と草刈り隊への作業連絡調整を担う事務局のモデル設置をすすめ、必要な経費を支援すること。

2 スマート農業の推進

急速に発展するA I・I o T等を活用したスマート農業が生産現場で広く活用されるよう、実証、実用化済みの事例の横展開を図ることとし、A IやI o T等を活用した土地利用型農業におけるトラクターの自動走行や水位の自動調整などを早期に普及させること。

野菜・果樹における摘果・収穫等の反復作業を軽減するアシストスーツ、除草・防除作業の軽減や事故防止など身近な農作業に応用できる安価な機械・器具について、早期かつ広範に普及させるため、導入経費の助成や産地に配布して試験利用に供するなどの支援を行うこと。

また、先進的な機械・施設については、県立農業大学校、農業高校への配置を検討すること。

3 稲作等土地利用型農業経営に対する支援

稲作が農業の太宗を占める本県において、土地利用型農業は、農業生産はもとより、農村地域の環境保全を含め、大きな役割を担っている。

このため、稲作等土地利用型農業の担い手を積極的に支援していくこと。

(1) 担い手育成の支援

土地利用型農業経営においては、大型で高性能な機械・施設の整備が必要であることなどから新規参入が難しく、農業従事者の高齢化が進む中で、将来にわたって地域農業の維持・発展を図るためには、円滑な経営継承の受け皿となり得る新たな担い手の確保が不可欠である。

このため、個別の大規模経営体、集落営農組織については、法人化を推進し、新規就農希望者との結びつけや従業員の雇用・定着・育成支援を充実強化し、次代の経営者（リーダー）並びにオペレーターの育成・確保を早急に図ること。

(2) 需要に応じた米生産の定着支援

平成30年産から、国による米の生産数量目標の配分によらず、生産者と行政・団体が一体となり、需給情報等をもとにした生産調整に取り組んでいるが、米の需給及び価格の動向次第では現場の混乱も懸念されるため、県においては、引き続き、需要に応じた米生産が定着するようきめ細かな情報提供や総合調整を行うとともに、市町・J Aと連携し、経営所得安定対策等関連事業の推進を図ること。

(3) 大型特殊免許の取得支援

作業機付きトラクターが一定条件のもと公道走行可能となったため、大型特殊免許の受験者向けの講習を県民局単位で実施するなど農業者の研修機会を増やすこと。

4 担い手の育成・支援

(1) 多様な人材の農業参画に対する支援

ア 雇用就農や第三者継承による人材確保のための支援

法人化の推進と雇用就農の拡大による新規就農者の確保、さらには第三者継承も含めた支援施策の充実を図ること。

また、多彩なキャリアを持つ企業OB、女性、定年帰農者、農家子弟、法人経営体の雇用就農者等の多様な人材が農業の担い手となっているので、これら多様な新規就農者の育成を一層推進するため、女性農業者や定年帰農者等を対象としたセミナーの開催等の支援を行うこと。

イ 多様な農業経営体の育成

農外から移住し、農業経営を主としないが、自家農産物を活用したレストラン等を経営し、一定の所得を得ながら地域の活性化に寄与している事例が増えつつある。

このため、農業経営とレストランや民宿等の複合経営をする農業の担い手にも、各種施策による支援を行うこと。

ウ 作業場や倉庫など建屋に対する支援

新規就農者、定年帰農者をはじめ多様な人材が農業経営を行う際に必要な作業場や倉庫など、小規模な建屋の建設に対して助成措置を講ずること。

エ 他産業従事者の農業への参画推進

企業の定年延長や雇用延長などにより、定年帰農者の減少が想定されるため、農村やその隣接する地域に居住する非農家などの他産業に従事している者の副業等による農業への参画を広く推進すること。

(2) 集落営農組織の育成・支援

ア 経営確立と多様な人材の参画推進

集落営農組織は、生産コストの低減や地域農業の維持・発展に寄与するほか、兼業農家や生きがいとやりがいを持って農業に従事する女性、高齢者の参画の受け皿として地域農業の重要な担い手となっている。

このため、集落営農組織の育成、経営確立、法人化等の支援を行うとともに、新規就農者、定年帰農者等をはじめ多様な人材の参画促進を図ること。

イ 集落営農組織の広域化の促進

集落営農組織の構成員が高齢化し、組織の維持が難しくなってきたことから、複数の集落営農組織の統合などによる広域化を支援すること。

(3) 農業経営管理能力の向上支援

平成22年度から実施しているひょうご農業MBA塾の修了生は108名を数え、地域農業の牽引役を果たしている。

引き続き、認定農業者、集落営農組織の経営発展を図るため、同塾をはじめ、農業経営、雇用管理に関する研修会等を通じた農業経営者の育成支援を行うこと。

また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響による需要減少が経営に大きな打撃を与えていることから、収入保険制度への加入促進や平常時から緊急事態を想定した事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。

また、事業継続計画（BCP）の実現に向けたリスク分散のための生産・流通・販売面における新たな取り組みに対して支援すること。

(4) 本県特産品の需要創出に向けた支援

本県の特産品である肉用牛や酒米などについて、新型コロナウイルスの影響で需要が大きく減少し、在庫管理の負担や値崩れが懸念されるため、より一層の輸出促進や消費拡大に向けて支援すること。

III 農村社会・地域対策

地域農業の衰退、農村集落・農村社会の疲弊が進んでいることから、「地域創生」の実現のためには、農村の有する資源を最大限に活用しながら、農業振興対策と農村地域対策について、同じ方向性のもとで一体的かつ積極的に展開していくことが求められている。

このため、農村地域の特徴を踏まえた地域づくりに向け、地域の合意形成のノウハウ、他地域との交流、女性・高齢者の活躍の場づくりや地域資源を活用したビジネス展開など、多様な観点から農村の地域づくりの取り組みを支援すること。併せて農村の持続的発展を図るためには、教育、交通、防災などの生活環境の整備を含めた総合的な施策展開が重要であることから、県における各分野の横断的な推進体制を整備し、市町と一体となった施策推進を図ること。

1 交流・定住促進対策

健康な生活やふれあい・安らぎ・美しさなど、都市住民をはじめ人々が農村に抱く関心・ニーズを的確にとらえ、交流人口の増加や定住促進などにつなげていくこと。

(1) 都市農村交流等の促進

ア 交流拡大等に向けた総合的な対策推進

観光や体験、ボランティア活動、田舎暮らしへの希求など、都市住民等の関心や農村との関わり方は様々であり、それぞれのニーズに応じた対策が必要となっている。

交流人口をさらに拡大するため、花木等による地域ぐるみの景観形成や名所づくり、伝統文化等の地域資源の掘り起こし、ボランティア制度の創設・運営、空き家活用等によるお試し居住の受け入れなど、体験・交流の入り口から、リピーターの確保・定着、さらには移住・定住に到るまで、段階に応じて地域住民の取り組みを支援するとともに、ステップアップ

のための他地域事例紹介、リーダー研修等の総合的な対策を行うこと。

〔参考：段階的な農村への関わり（例示）〕

- ① 地域特産品の購入、②リピーターとして地域を訪問、③地域へのボランティア活動、④農泊や準定住（お試し居住）、⑤移住・定住

イ 直売所の運営支援による女性・高齢者の活躍促進

地域の女性・高齢者等が農産物や加工品等の販売等を通じて生き生きと活躍できるよう、都市農村交流の拠点となる直売所に対し、女性・高齢者等が行う販売品の搬入支援や、売れ残り回収にかかる負担軽減につながる販売システムの構築支援を行うこと。

ウ 都市部における移動販売等の拡大

都市農村交流の活発化と直売所等の収益確保、農産物販売機会の増大を図るため、直売所、農業者グループ、JA等による都市部団地内での直売所設置や移動販売等の取り組みが拡大するよう支援すること。

また、新型コロナウイルスの影響による生活スタイルの変化で農産物の家庭需要の増加が想定されることから、JAなどによるネット注文での個人宅配に対する取り組みを支援すること。

エ 学校教育における農業体験学習等の推進

幼稚園児、小学生から大学生までを対象にした農業体験や農村地域の人々との交流促進のため、行政や教育委員会が中心となって、地域の農業者等と連携した学童農園、トライやるウィークやインターンシップ等を積極的に実施すること。

また、学校給食に、可能な限り県内産農畜産物を使用すること。

(2) 農福連携の推進

障がい者の雇用等による労働力確保を希望する農業者と、福祉事業所や支援学校等の間で、研修・就労のコーディネートやマッチング支援を行う体制を整備すること。

また、個々の障がいの適性に応じた農作業分析、安全な作業実施のための訓練、農業経営者と障がい者就労施設の間での調整を担う人材・組織等に対し、その活動を支援すること。

(3) 雇用創出と定住促進

ア 雇用創出への支援

農村地域からも通勤可能な圏内での雇用創出を図るため、県内の拠点地域に工場や店舗、福祉・医療施設などの誘致を進めること。

また、食や福祉など生活需要に基づく起業、住民の互助的なサービス事業など、地域内発型の雇用創出を一層積極的に推進すること。

イ 多様な起業の支援

定年退職者や転職希望者等向けの帰郷促進対策と同様に、都市部でのセミナーや希望者への説明会を開催するなど、農村地域での多様な起業を啓発・支援すること。

ウ 移住・定住者への支援

移住・定住者と同世代の農村住民を、地域慣行や暮らしの相談に乗る世話人に委嘱し、地域への円滑な定着等を支援する制度を創設すること。

2 農村地域の活性化対策

(1) 「地域おこし協力隊」の定住支援

地域おこし協力隊の任務終了後は、当該地域での定住・就業を促進・支援する施策を講じ、より一層の定着率向上を図ること。

(2) 地域特産物の生産振興等の支援

ア 地域特産物の育成と販路確保の支援

収益性が期待できる作物の導入や生産技術の向上、食品関連企業等実需者との契約栽培等販路の確保について支援し、その生産振興と産地育成を図ること。

また、薬草・薬樹、山椒、エゴマなど、鳥獣害に強く、中山間地域に適する作物についての研究・普及に努めるとともに薬草・薬樹の品種の維持等に向け育種試験を継続すること。

イ 谷筋等における放牧の推進

耕作地として適さない山際や谷筋等のまとまった農地に簡易な牛舎等の施設を整備して和牛等の放牧地として活用すること。

3 農村の地域コミュニティ機能等の維持・強化

(1) 生活サービス提供拠点の整備

単独では生活サービス等の提供が困難となりつつある小規模集落等においては、地域の基幹集落への機能の集約と集落間ネットワークの強化を通じて地域に必要な機能を確保し、地域全体でコミュニティ機能の維持・強化を図る必要がある。

このため、小学校区(昭和の合併前の旧市町村)程度を範囲として、介護・福祉施設、公民館等の生活サービスの提供の拠点を基幹集落に整備し、周辺集落とネットワークで結ぶ体制づくりを進めること。

(2) 交通手段の整備・確保

ア 行政による交通手段の確保

交通弱者を救済するため、行政が主体となって交通手段の確保対策を講じること。

イ 住民の相互扶助による対応の支援

自家用車による医療・福祉施設や商業施設への有料送迎制度等の定着・拡大により交通の利便性向上を図るなど、地域の実情に応じた対応を支援すること。

(3) 営農継続のための体制づくりの支援

中山間地域において、農会・自治会等既存の住民組織を母体にした農作業受託組織等、営農継続のための体制づくりを進めることとし、農業機械の導入・更新にかかる助成や操作講習など、必要な支援を行うこと。

IV 有害鳥獣対策の強化・充実

ドローンによる追い払いなど、AI・IoTも活用した県森林動物研究センターによる被害防止・捕獲の研究の充実、防護柵の設置助成の拡充、狩猟後継者等捕獲の担い手の確保・育成、捕獲した動物の処分対策の拡充、ジビエ等の有効活用対策の強化を図ること。

ツキノワグマについては、農業被害だけでなく人身被害も発生していることから、管理計画に基づき、徹底した狩猟を図ること。

集落外縁部では耕作地として適さない農地を活用し、野生動物共生林整備事業等によるバッファゾーンの設置や防護柵を整備し、集落への進入を防止する措置を講じること。

V 都市農業の振興対策

都市農業振興基本法に基づく地方計画の策定や生産緑地の指定告示から30年を経過する2022年を控え、3大都市圏特定市における特定生産緑地制度の周知徹底、3大都市圏特定市以外での生産緑地制度の導入など、市町の取り組みについて、積極的に誘導及び支援すること。

また、市街化区域内農地の固定資産税が軽減されるよう強く国に働きかけるとともにそれに伴う自治体の税収減への支援策を講ずるよう要請すること。

VI 農業委員会組織の体制確立の支援

農業委員会は、農地制度の円滑かつ適正な執行をはじめ、農地利用最適化の推進にむけた地域の話し合いへの農業委員・農地利用最適化推進委員の積極的な参画促進が求められるなど、事務負担が増大しており、特に、農業委員と農地利用最適化推進委員の活動をサポートする事務局体制の強化なくしては、円滑かつ的確な業務推進が困難になってきている。

また、農業会議は、これら農業委員会の活動・運営への支援に加え、担い手の育成支援、農地情報の管理等に関する業務が増加している。

このため、農業委員会と農業会議が、法令に基づく許認可業務の適正な処理や「農地等の利用の最適化」の活動強化により、期待される役割が果たせるよう予算確保並びに組織体制の確立について、強力に支援されたい。

特に、地方交付税の算定基礎となっている農業委員会事務局職員数5名（標準団体行政規模＝農家戸数3000戸、農業の従事者数8000人）の達成に向け、市町に強く要請すること。

VII 新法人の活動への支援

市町が行う地域づくりの計画作成や推進を支援し、また、農業の担い手育成や農地の有効活用、多発する自然災害や獣害への対策としての里山林整備を含めた地域づくり支援など、農業・農村をめぐる課題解決にワンストップで取り組むため、令和3年4月に、（一社）兵庫県農業会議と（公社）兵庫みどり公社の統合・再編を予定している。

新たな県域組織となる新法人の活動が円滑に機能し、農村地域の活性化に資するよう、県からの積極的な支援を行うこと。